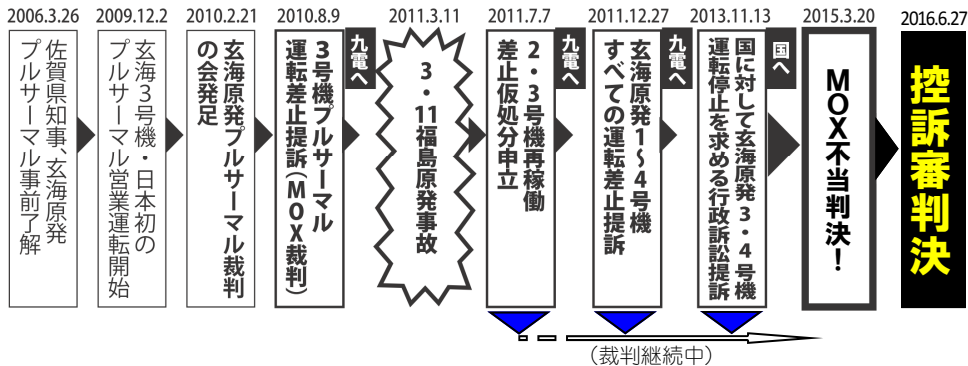


これまでの流れ



勝利のために  
あなたのチカラが必要です!

傍聴しよう

多くの人の注目が勝利を手繰り寄せます。傍聴をお願いします!  
6月27日(月) 福岡高等裁判所  
12:10 門前アピール  
13:10 判決

広めよう

このチラシを施設やお店、イベントなどで広めてください。FB、ツイッターで情報発信しています。拡散をお願いします!

座談会

裁判の行方は? 原発から命を守るには? 避難どうすればいい? ... etc. 少人数で、本音であれこれ話しませんか?お声がけください。

作ろう

プラカードや横断幕などアピールグッズや、手作り物販品などつくってください方、大募集です!



支援ください

命を守るために長期戦覚悟! 一人ひとりのお気持ちがちカラになります。ぜひ仲間になってください!  
年会費 支える会会員5000円。サポート会員一口 1000円。  
◆振込先: ゆうちょ銀行  
振替口座 01790-3-136810  
玄海原発プルサーマル裁判を支える会

6.27 福岡高等裁判所  
玄海プルサーマル裁判  
控訴審判決!

傍聴を!



猛毒のプルトニウムと使用済みMOX燃料

プルサーマルは使用済みウラン燃料を再処理して取り出したプルトニウムを混ぜたMOX燃料をウラン用原子炉で燃やす発電方法。“資源のリサイクル”などと宣伝されましたが、プルトニウムは核兵器の材料であり、超危険な猛毒の放射性物質。事故が起きたら放射能被害の範囲は4倍になると言われています。使用済みMOX燃料は10万年の管理が必要と言われますが、処分方法も場所も決まってません。

「普通の生活」を守るため、命を守るために提訴

九州電力による玄海原発プルサーマル計画は2004年に発表され、市民や専門家の反対の声を押さえ込んで2009年12月2日に日本で初めて営業運転が強行されました。2010年8月9日、私達は絶対許せないと、それまでの運動の延長線上に「MOX燃料使用差し止め」を求めて提訴しました。

玄海プルサーマル裁判控訴審判決  
6月27日(月) 13:10 判決

福岡高等裁判所 福岡市中央区城内1-1 (地下鉄赤坂駅2番出口徒歩4分)  
12:10 門前アピール  
13:10 判決 <501号法廷>  
13:30 記者会見・報告集会  
福岡弁護士会館 (裁判所敷地内)



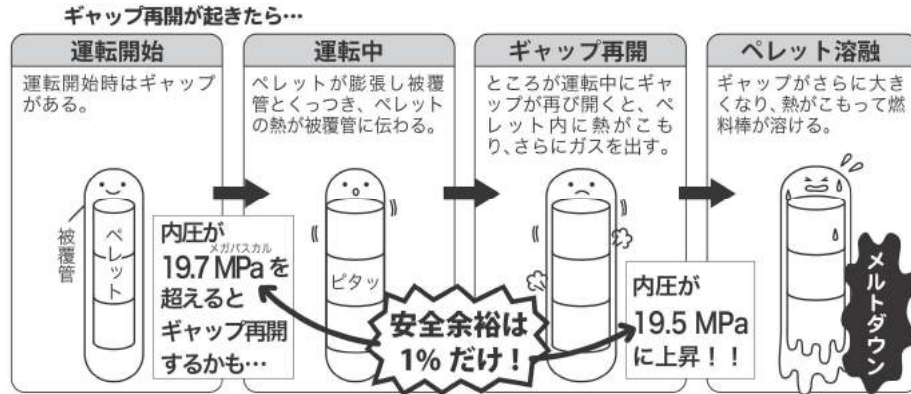
玄海原発プルサーマルと全基を  
みんなで止める裁判の会

代表 石丸初美  
〒840-0844 佐賀市伊勢町2-14 <http://saga-genkai.jimdo.com/>  
TEL:0952-37-9212 FAX:37-9213 [Twitter: @sagakarakaeru](https://twitter.com/sagakarakaeru)  
E-mail: saiban.jimukyoku@gmail.com [Facebook](https://www.facebook.com/sagakarakaeru)



## 判決の焦点① MOX燃料とウラン燃料は「違う」!

九電がデータを“黒塗り”で明らかにせず、安全性についての説明を放棄する中、私達はわずかなデータからMOX燃料とウラン燃料とでは燃やした時のふるまいが違うことを読み取り、MOXでは燃料(ペレット)とそれを覆う管(被覆管)の間に隙間ができる“ギャップ再開”現象が起きてメルトダウンに至る恐れを指摘しました。



本来、人々の安全を守る観点から被告九電が安全性を証明しなければなりません。しかし、佐賀地裁は限られたデータしか得られない原告に「主張立証責任」を負わせた上、九電の主張を丸呑みして「MOXとウランとで差異はない」「国の基準を満たして安全」だと判断し、訴えを棄却したのです。



## 判決の焦点② 使用済MOX燃料の行き場はない!

使用済みMOX燃料の処理方法が決まっていないことは法規違反だと訴えてきました。玄海で100年近い長期保管をすることになります。証人尋問で安全管理の責任は誰がとるのかを問うと、九電は「今は九電。超長期には...分からない」としか答えられませんでした。あまりに無責任です。

しかし、判決は「政府は最終処分へ向けた取り組みを強化し...中間貯蔵施設等の建設を促進する旨閣議決定」したことをもって、安全だと認定しました。10万年後の未来に押しつけることになる核のゴミの現実を無視したのです。



## 2015.3.20不当判決。そして控訴へ

地裁は科学技術的、専門的な内容について非公開の説明の場を3時間×3回、公開の証人尋問を5時間も行いました。私達はその論戦に手応えを感じ、負ける気はしませんでした。しかし、地裁は詳細に検討したように見せかけながら、結局は「核燃料サイクル政策維持」という国策に追随する判決を下しました。司法の役割を放棄したのです。

私達は納得できないとして福岡高裁に控訴し、一審判決の不当性を訴えてきました。そして、3回の法廷を経て、今年6月27日に控訴審の判決が下されます。



## 勝利して、プルサーマルの再稼働を止める!

日本初のプルサーマルが玄海で強行された後、東京電力福島第一原発3号機でも、津波対策を後回しにしてまでプルサーマルが始められました。再稼働されたものの大津地裁決定により運転停止している関西電力高浜原発3・4号機、今夏にも再稼働されようとしている四国原発伊方原発3号機もプルサーマルです。

今、高速増殖炉「もんじゅ」が失敗し、青森県六ヶ所村「再処理工場」も目処が立たず、核燃料サイクルは事実上破たんする中、プルトニウム利用にこだわる国が仕方なく始めたのがプルサーマルです。原子力=核。核兵器を開発する技術能力を保有し続けたいとの思惑があるのでしょうか。それゆえ、危険性が増そうが、コストがかかろうが、使用済MOXの処理がどんなに厄介になろうが、国はなんとしてもプルサーマルを強行しようとするのです。

## 核燃料サイクルを止める!

プルサーマルを玄海で止めることができれば、その影響は全国の再稼働の動向に影響を与え、行き詰っている“核燃料サイクル”の復活を阻止することにつながります。だからこの裁判に勝利し、原発ゼロに向けて、さらに声をあげていきたいのです。司法も3.11フクシマの甚大な犠牲、熊本地震の警告から謙虚に学ぶべきです。

